

非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針（案）

1. 契約見直しの必要性

電力システム改革貫徹のための政策小委員会（以下「貫徹小委」という。）平成29年2月の中間とりまとめにおいて定められた方針に基づき、非化石価値を顕在化し、証書（以下「非化石証書」という。）として取引を可能とすることで、小売電気事業者の高度化法¹上の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、需要家にとっての非化石電源調達の選択肢を拡大しつつ固定価格買取（FIT）制度による国民負担を軽減することを目的として、非化石価値取引市場が創設されることとなった。2018年5月からはFIT電源分の非化石証書（以下「FIT非化石証書」という。）を対象として取引が行われている。また、2019年11月からはFIT制度に基づく固定価格買取期間が終了した再生可能エネルギーについて非化石証書が発行され、2020年4月からはその他の非化石電源についても証書が発行され、取引が開始される方向で検討が進められている。

今般の非化石価値取引市場に係る制度導入に伴い、非化石電源から発電された電気の非化石価値をはじめとする環境価値²は非化石証書に化体されることになり、系統電力における全ての非化石電源において原則³として非化石証書が発行される。

現行の制度において、小売電気事業者は、FIT制度に基づく電気を発電事業者等⁴から相対取引で調達した場合であっても、当該電気の持つ環境価値は当

¹ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

² 非化石電源に由来する電気の持つ環境価値としては、①非化石価値（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）において非化石比率算定時に非化石電源として計上することが許容されている価値）のほか、②CO₂ゼロエミッション価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）上の二酸化炭素排出係数が0kg-CO₂/kWhであることの価値）や③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対し当該電気の環境価値を表示・主張する権利）が主なものとして挙げられている。詳細については、経済産業省総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 貫徹小委「中間取りまとめ」（平成29年2月）参照。

³ 他制度によって環境価値が顕在化され切り離された電力については、この限りではない。

⁴ 発電事業者等とは、発電事業を営むことについて電気事業法第27条の27第1項の規定による届け出をした者、及び当該届け出をしていない発電用の電気工作物を保有する者も含む。

該小売電気事業者に移転しない⁵こととなっており、また、当該環境価値についてはFIT 制度上の費用負担調整機関が証書化しFIT 非化石証書として販売することになっている。

他方、FIT 電源以外の非化石電源（以下、非FIT 非化石電源という。）から電気を調達する小売電気事業者と発電事業者等との既存の相対契約においては、当該電気に係る非化石証書（以下、非FIT 非化石証書という。）の発行・移転に伴う電力の取引に関する取り扱いについて、非FIT 非化石証書の取引に係る制度導入趣旨を踏まえ、適切な時期に当事者間で確認の上、既存の相対契約を必要に応じて見直す必要がある⁶。

2. 基本的な考え方

高度化法に基づき小売電気事業者は、2030年に非化石電源比率を44%以上にすることが求められている。加えて、2020年4月以降、小売電気事業者について、定量的な中間評価の基準（中間目標）が導入される方向で検討が進められている。

非化石価値取引市場は小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しし、非化石電源の利用の促進を図るためのものであり、相対契約を締結している当事者間においても係る法律の趣旨を尊重し、必要に応じて契約を見直すことが求められる。具体的には、適切な時期⁷に以下の内容を協議し、所要の措置を講ずることが望ましい。

（1）非化石証書の発行

- 非化石証書は小売電気事業者にとっての高度化法の非化石電源比率の報告

⁵ 電気事業法施行規則第3条の12第2項

「(略) 再生可能エネルギー電気(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。)第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下この項及び第四十五条の十五第二項において同じ。)を調達した小売電気事業者及び当該小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の媒介等を業として行う者は、法第二条の十三第一項の規定による説明をする場合には、当該調達した再生可能エネルギー電気がその発電に伴って二酸化炭素が排出されない電気であるという付加価値が、再エネ特措法第三十六条の賦課金を支払った電気の使用者に帰属することを踏まえ、販売する電気が非化石証書(非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。)に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。)により非化石電源としての価値を証される場合を除き、当該付加価値を訴求することなく、当該説明をしなければならない。」

⁶ FIT 電気の固定価格買取契約の終了に伴う、新規の契約締結は既存契約の見直しに該当しない。

⁷ 見直し協議は、2020年4月発電分から非FIT 電源からの電気に対して非化石証書が発行されることを踏まえ、それまでに協議が行われることが望ましい。

のための手段となっており、非化石証書が発行されなければ、小売電気事業者は非化石証書を取得できず、高度化法の義務履行もできないこととなる。このため、国⁸への非化石電源の発電電力量の認定申請等、発電事業者等においては、非化石証書の発行に係る手続きを行うこと⁹が望ましい。

(2) 非化石証書の移転

- 非FIT非化石証書の取引においては、日本卸電力取引所（JEPX）におけるオークションによる取引だけでなく、発電事業者等と小売電気事業者間による相対取引¹⁰も可能となっている。
- 発電事業者等が保有する非FIT非化石電源の発電に係る非FIT非化石証書について、相対取引によって既存契約の相手先の小売電気事業者へ移転させるか、オークションによる取引や第三者への相対取引によって、既存契約の相手先以外のその他の小売電気事業者へ移転させるか、協議の上、決定することが求められる。
- なお、前年度の販売電力量が5億kWh以上の小売電気事業者については、2020年度以降、高度化法上の非化石電源比率（中間目標）の達成が義務付けられている。各小売電気事業者の目標値は、基準年度（2018年度）の非化石電源比率に基づいて、基準年度の非化石電源比率の高い事業者ほど、高い中間目標が課される仕組みとなっている。（化石電源グランドファザリング（特例措置））
- 2018年度の非化石電源比率の算定の根拠となっている既存契約の解除等によって、小売電気事業者が非化石価値を調達できなくなった場合につ

⁸ 国及び国の委託先機関を含む。

⁹ 住宅用太陽光発電等の小規模な非FIT非化石電源等の保有者が電気事業法における発電事業者としての資格を有さない場合は、電気と同一で購入する小売電気事業者が証書の発行手続きを行う。また、当該電源の保有者が電気事業法における発電事業者としての資格を有する場合は、発電事業者が証書の発行手続きを行うことに加え、電気と同一で購入する小売電気事業者が証書の発行手続きを行うことも可能。いずれの場合にも非化石価値を含む環境価値のダブルカウントが生じないよう証書化は行われる。

¹⁰ 非化石証書の相対取引においては、非化石証書の販売先として、電気の販売先と同一の小売電気事業者に販売するケースと、電気の販売先とは異なる事業者に販売するケースが存在する。このような相対取引における非化石証書に化体される非化石価値を含む環境価値は、非化石価値取引市場で開催されるオークションのタイミングとは無関係に、当該非化石電源の発電電力量の確定と同じタイミングで認定を行うため、基本的には、小売電気事業者は、電気の発電と同時に実質的に非化石証書を取得していることと解される。但し、高度化法の非化石電源比率の報告には、当該年の1～12月に発電された非FIT非化石証書が利用可能。（温対法における排出係数の報告においても同様。）

¹¹ 住宅用太陽光発電等の小規模な非FIT非化石電源等の保有者が電気事業法における発電事業者としての資格を有さない場合は、非化石証書と電気を同一の小売電気事業者に相対で売却するケースのみ認められている。

いては、非化石電源の調達環境が悪化しているとして、当該小売電気事業者からの申請を踏まえて、化石電源グランドファザリングの設定時の基準から、当該契約に基づき調達していた電力量分を控除することとされている。

- 但し、既存契約の相手先である小売電気事業者に非化石証書が譲渡されなかった場合でも、既存契約の電気料金の割引等が行われ、実質的に証書の価値が小売電気事業者に移転される可能性もあり、こうした場合においては、化石電源グランドファザリングの調整を行わないこととされる。高度化法の運用を行う資源エネルギー庁において、化石電源グランドファザリングの調整を行うにあたっては様々な観点から精査が行われることとなる。
- 既存契約を締結している当事者間においては、高度化法の趣旨や上記の事情を踏まえ、特に小売電気事業者において化石電源グランドファザリングの設定の根拠となっている既存契約については、当該契約の相手先である小売電気事業者へ非化石証書に移転させるか否か、非化石証書に移転させない場合については電気の売買条件の変更や契約を解消するか否か等について、当事者間で真摯に協議を行うことが望ましい。

(3) 非化石証書の対価

- FIT 非化石証書については、JEPX のオークションにおいて販売されるが、購入者において入札最低価格¹²と入札最高価格が設定されている。
- これに対して非 FIT 非化石証書においては、オークション時の入札最低価格は設定されておらず、入札最高価格¹³のみ設定される予定である。
- 非 FIT 非化石証書の移転方法や対価の決定にあたっては、上記のような事情に加え、既存契約の趣旨や化石電源グランドファザリング設定との関係も踏まえ、当事者間で真摯に協議が行われることが望ましい。

(4) 非化石証書の収入の用途

- 高度化法は非化石電源の利用の促進等を図る法律であり、国は、非化石証書の取引を非化石電源の利用の促進につなげる観点から、非 FIT 非化石電源を保有する発電事業者等のうち、一定規模以上の事業者¹⁴に対して、非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取り組みへのコミットメ

¹² FIT 非化石証書の入札最低価格は2019年5月現在で1.3円/kWh、入札最高価格は、4円/kWhとされている。

¹³ 非 FIT 非化石証書の入札最高価格は4円/kWhとなる方向で検討されている。

¹⁴ 旧一般電気事業者及び電源開発

ントを当面の間求めていくこととしている。また、当該事業者が証書の販売収入をどのように用いているかについて、国が定期的に説明を求めていくこととしている。

- こうした取り組みを促進するため、小売電気事業者においては、取組の対象となる発電事業者等から非 FIT 非化石証書を購入するにあたって、発電事業者等に対して、契約等に基づき、発電事業者等が不当に小売競争を制限する用途に非化石証書の収入を使うことなく、非化石電源の利用促進の用途に使うよう求める取組を行うことが求められている。
- 上記の趣旨を踏まえ、発電事業者等が旧一般電気事業者、そのグループ事業者または、電源開発である場合、既存契約の当事者間において、発電事業者等が得る非 FIT 非化石証書の収入が不当に小売競争を制限する用途に使われないようにするとともに、非化石電源の利用の促進を図るという高度化法の趣旨を踏まえ、発電事業者等が得る非 FIT 非化石証書の収入を以下の取組に用いることを契約上規定することが望ましい。
 - ①非化石電源設備の新設・出力増
 - ②非化石電源を安全に廃棄するための費用等
 - ③非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等

3. 既存契約の見直しに関連する制度の利用

非化石証書に関する取引は、高度化法上の義務の履行のために実施するものであるが、発電事業者等と小売電気事業者間の協議の結果として既存契約の解除等によって小売電気事業者が非化石価値を調達できなくなった場合については、化石電源グランドファザリングの設定時の基準から、当該契約に基づき調達していた電力量分の控除を資源エネルギー庁に申し出ることができる。

但し、既存契約の相手先である小売電気事業者に非化石証書が譲渡されなかった場合でも、既存契約の電気料金の割引等が行われ、実質的に証書の価値が小売電気事業者に移転される可能性もあり、こうした場合においては、化石電源グランドファザリングの調整を行わないこととされる。高度化法の運用を行う資源エネルギー庁において、化石電源グランドファザリングの調整を行うにあたっては様々な観点から精査が行われることとなる。

また、非 FIT 非化石証書の発行に伴う電力の取引に係る既存契約の見直しに係る紛争（既存契約の見直しについて協議を開始できない／見直しについての協議がまとまらない等）の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができる。